

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 30 年 1 月 10 日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1700185 号

厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 1700107 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 55 年 4 月から昭和 57 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 55 年 4 月にA社に入社し、同社のB営業所、C営業所及びD営業所に勤務していたが、厚生年金保険の記録では、請求期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。給料から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、調査の上、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社における当時の給与及び社会保険事務担当者並びに請求者が請求期間において一緒に勤務していたとする同僚の回答から、期間を特定することはできないものの、請求者が請求期間当時において、同社に勤務していたことはいくつかうかがえる。

しかしながら、上記事務担当者は、厚生年金保険については、正社員は試用期間を経過後に、希望者のみを加入させていた旨陳述しているところ、A社において、請求者と同じ営業の業務に従事していたとする複数の元従業員に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、当該元従業員は、その記憶する入社日から相当期間を経過後に厚生年金保険に加入していることが確認できることから、同社においては、請求期間当時、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、請求者の雇用保険の加入記録は、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日と一致しているところ、A社は既に解散しており、元事業主、請求者が名前を記憶している同僚及びオンライン記録から抽出した複数の被保険者に文書照会したものの、請求者の請求期間における具体的な勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

さらに、請求者は、請求期間における厚生年金保険料の控除額を確認できる給与明細等の資料を所持していない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及

び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1700186 号

厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 1700108 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 56 年 5 月から昭和 57 年 11 月 1 日まで

私は、A社に昭和 56 年 5 月から勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録では、同社における資格取得日が昭和 57 年 11 月 1 日となっており、請求期間が被保険者期間となっていない。調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映させてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出されたB銀行C支店の総合口座通帳(写)及びA社の元取締役の陳述により、請求者が請求期間において、同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿謄本においても、同社は既に破産終結していることが確認できる上、同社の元事業主は、既に亡くなっていることから、請求者の給与からの厚生年金保険料の控除について照会することができない。

また、請求者は一般社員である同僚に対する照会は希望していないことから、A社の商業登記簿謄本の役員欄に氏名の記載があり、現住所が確認できる同社の元取締役全員に照会を行い、回答を得た4名は、いずれも同社が請求期間に係る厚生年金保険料を請求者の給与から控除していたか否かについては、不明と回答している。

さらに、請求者は、年金手帳をA社から提出するように求められたのが入社してから随分後であったと陳述しているところ、i) 請求者が同時に入社したとして名前を挙げた同僚に厚生年金保険の記録が確認できないこと、ii) 同社の事業所別被保険者名簿の受託業者名欄に記載があった会計事務所は、同社は入社と同時に社会保険の加入手続をしていなかったと思うと回答していることから、同社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。